

子どもの笑顔を守るために

児童虐待を防止しよう

児童虐待相談は年々増加し、令和元年度には荒川区で約300件の相談がありました。児童虐待の未然防止、早期発見・対応のために、子育てのことで悩んだり、身近に心配な子どもがいたりしたら、ご相談ください。

相談・問合せ

子ども家庭総合センター ☎(3802)3765
※来所相談は、原則として事前予約が必要です

児童虐待とは

身体的虐待

たたく、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、しつけと称した体罰*等
※令和2年4月から、子どもへの体罰は法律で禁止されています

ネグレクト（養育の放棄・怠慢）

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない等

心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的な扱い、子どもの目の前で家族に暴力をふるう（DV）等

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィーの被写体にする等

いつでも相談可能な窓口（24時間・年中無休）

児童相談所虐待対応ダイヤル

虐待を受けていると思われる子どもがいた場合、すぐに児童相談所に通告・相談できます。

☎189

あらかわキッズ・マザーズコール24

妊娠・出産・育児の悩みを看護師等の専門スタッフに相談できます。

☎0120(536)883

11月は児童虐待防止推進月間です



いちはやく

189 知らせて守る こどもの未来

オレンジリボンには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています

児童虐待防止推進月間の活動の一環として、あらかわ遊園の観覧車をオレンジ色にライトアップします。

期間 11月1日(日)～8日(日)

時間 午後5時～8時

※あらかわ遊園はリニューアル工事のため入園できません



新型コロナウイルス感染防止のため引き続きご注意を

都内では、家族間や会食、職場等での感染者が増加しています。感染予防には、日常生活の中での感染防止の基本を守ることが重要です。

問合せ 保健予防課感染症予防係
☎内線430

- ▶ 身体的距離の確保（2m程度）
- ▶ マスクの着用 ▶ 手洗い

区施設では一部利用制限等、感染拡大防止のための対応をしています。なお、発熱やせき等体調不良の場合は、利用を控えてください

～区政は区民を幸せにするシステム～